

## 入札・契約適正化のための当面の方策の実施について

入札・契約適正化のための当面の方策(案)につきましては、「入札・契約に係る透明性の向上」、「公平公正な競争の促進」、「官製談合等不正行為の排除の徹底」等により、市の入札制度の信頼性をしっかり確保するため、当初の方針のとおり進めてまいります。

なお、予定価格の事前公表等の開始は、来年の4月1日(月)に公表する案件からといたします。

詳細は、次のとおりです。

<b>1. 入札・契約の適正化の促進</b>	
(1) 予定価格の事前公表	H31/4/1～
(2) 変動型最低制限価格制度の導入	
(3) 一般競争入札の拡大	順次移行
(4) 地域保全型工事入札制度の見直し	H31/4/1～
(5) 適切な工期の設定及び施工時期等の平準化	-
① 速やかな繰越手続	12月市議会～
② 債務負担行為の積極的な活用	12月市議会～
③ 柔軟な工期の設定	1/1～
(6) 建設工事等設計業務委託の成績評定	H31/4/1～
(7) 随意契約ガイドラインの制定	
<b>2. 官製談合等の不正行為の排除の徹底</b>	
(1) 職員のコンプライアンスの徹底	-
① 官製談合防止職員研修	8/10
② 官製談合関連法令等の知識の習得職員研修	5/9～
③ 全職員を対象にした個別面談	8/10～8/31
(2) 外部からの働きかけに対する対策の強化	9/1～
(3) 不正行為に対するペナルティの強化	-
① 佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領の一部改正	10/1～
② 契約条項の見直し	
<b>3. 地域建設産業の健全な発展</b>	
(1) 社会保険等未加入対策の強化	10/1～
(2) 中間前金払制度の適用範囲の拡大	